

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成30年6月18日（月曜日）

厚生文教委員会

日時 平成30年6月18日（月曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 健康福祉部、教育部、市民環境部
第71号議案 「質疑・討論・採決」
第72号議案 「質疑・討論・採決」
第85号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 陳情の審査
愛知県立新城東高等学校作手校舎の存続を求める要望書 「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 中西宏彰 副委員長 浅尾洋平
委員 齊藤竜也 鈴木長良 山崎祐一 滝川健司
議長 丸山隆弘

欠席委員 なし

参考人

新城市作手地区区長会代表区長 松井富穂

参考人の補助者

愛知県立新城東高等学校作手校舎同窓会会長 杉浦喜美夫

説明のために出席した者

健康福祉部、教育部、市民環境部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 後藤知代

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、15日の本会議において、本委員会に付託されました第71号議案、第72号議案及び第85号議案、並びに議長から送付されました陳情について、審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

はじめに、第71号議案 新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第71号議案の質疑をさせていただきますが、この議案は、放課後児童育成のための指導員の改正になると思うんですが、今新城市の現状を教えてくださいんですが、この支援員の有資格者の数と賃金、平均賃金などわかったら伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 まず、御質疑いただいた件で支援員、今指導員を支援員、補助員という言い方でさせていただいておりますので、お答えさせていただきます。

支援員でございますが、支援員、基本的に資格者ということになっております。こちらが、通年開設で今押さえている者で40名です。資格のない補助員が25名となっております。

あと賃金につきましては、支援員、資格者につきましては1時間1,030円、補助員につきましては930円でございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 資格者は40名ということで、現状をお伝えしてくれたんですが、全体的には人手不足にはなっているんでしょうか。そこら辺、状況がわかれば教えてください。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 まず、ここ数年ですが、毎年かなりの人数が放課後児童クラブ利用の申し込みが出ております。そうした状況が大きく影響しておりまして、支援員・補助員の確保については、かなり苦慮している状況です。

ただ、絶対的に足りないということはありません。開設のために必要な人数の確保はしております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 利用者がたくさんふえてということで、確保はされているけれど人手を確保していくのに苦慮はしているよという答弁だったと思うんですが、その中で、今回5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであってということで、新たに市長が適当だと認めた者なら有資格者ということでもいいよという文言が入ったということなんですが。

これは厚生労働省の指針で、支援員の基礎というのが9項目あると思うんですが、そこら辺を見ますと、専門的免許取得をされたりとか、技術的な質というようなもの、かなり盛り込んでいると見えるんですけど、この従来どおりの質とか、そういった維持というのは技術的な向上を含めてですけど、維持できるかどうかというのを伺いたいんですが。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 今回、第10号ということで、5年以上従事をした者で、かつ市長が認めた者ということになっております。5年従事していただいて、その状況を踏まえて良好な方については、また御本人さんの意思がある方、継続してこの仕事をやっていきたいという意思がある方について、今現在県が実施しております子育て支援員の研修がございまして、5日間の研修になるんですが。そちらの研修を受講していただいて、その上で支援員として資格を与えていくというふうにしてなっております。

そうすることで、処遇も改善されてきます

し、また現場のモチベーションも上がっていかないと考えております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 そういう支援員の、やりたい人は、研修も受けてというふうな状況だと思うんですが。

従来では、保育士さんの免許を持っていたとか、あとは小学校・中学校の教員免許を持っている方、また高卒以上の学歴を持っているということだと思うんですが、例えば、中学校卒業された方が5年間経験して、従事をしたということ研修を受けても、これは有資格者という形で認定できるという形がいいんでしょうか。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 お見込みのとおりでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 あと、やっぱり補助員の環境というか、働く場を充実させるということも大事だと思うんですが、やっぱり賃金の保障とかも必要だと思うんですが、930円ということで、まだまだやっぱり生活をしていくにはちょっと少ないかなとは思いますが、そういった中で補助員の不足を解消するためにも、労働条件だとか、処遇の改善というのを市独自で対策というのは、一応検討しているのか、していないのか、そのところを教えてください。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 今御指摘いただいた賃金の件なんです、賃金単価につきましては人事で定めた単価になってまいりますので、申しわけございません。私どものほうではお答えする状況にはございませんので御理解ください。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 今の質疑の中で、現状は人

的には足りないことはない、運営に支障がないというようなお話だったと思うんですが、そういう状況の中で今回この条例改正に至った背景と経緯を、まず再度確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 まず背景というのは、国の制度改正がございましたのでそれに伴うものでございますが、全国的には放課後児童クラブの支援員が不足している現状はかなり大きな問題になっておりまして、小1の壁だとか、そうした状況が発生しております。

きょうの中日新聞の朝刊にも出ておりましたが、少人数、地方に関しては、見直して今2名を配置しているものを1名にしていくのはどうかということで、そういった議論が国のほうでも始まるというようなことが出ております。それほど深刻な状況になっているということでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 国の制度改正ということですけども、それでこの第10条のところで、5年以上の従事したもので市長が適当と認めるといふこの適当の解釈ですと、今の話聞いてますと、5年以上で研修を受けた人という判断でいいのか。それと、5年以上従事した人ということで、本市では該当者がどの程度いますか、その辺。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 まず該当する人数ですが、現在補助員のうち5年以上従事が4名おります。本来であれば、市長が認めた上で、ただ認めただけでは支援員になれません。子育て支援員の研修を受けていただくというのが前提になってまいります、まず私ども今考えておりますのは、5年以上ある方で、継続してまだこの仕事に従事したい。成績が良好の方、意思もある・意欲もある方について、研修を勧めて受けていただいて支援

していくというふうに考えております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そこまではっきりしているなら、適当という言葉でいいのかなと思ってしまったんだけど、この表現、条例上でこういう適当というふうなふうにも解釈されるようなことでもいいのか。それか、今言われたように従事した者であって、研修等を受講した者とか、その辺ははっきりしたほうが私はいいような気がするんですけど、今議案で出てきて言っても直らんとおもいますけど、その辺今後課題としていただければと思います。

それから、先ほど、資格者が1,030円で、無資格が930円ということで、平均すると月に何時間、1カ所の児童クラブでやってる、どの程度の給与になっているのか、月何時間ぐらいじゃなくて、時間言ってくれば計算はできるけど、どの程度の資格者と無資格者。

○中西宏彰委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 平均的な従事は、子供の下校時間から定時6時までになりますので、大体4時間から5時間、1日ですね。それが大体20日あると考えていただければいいと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、今議題になっております第71号議案に反対の立場で討論をさせていただきますと思います。

日本共産党の浅尾洋平です。

本議案は、放課後児童支援員の資格要件を拡大するというものでありまして、新たに5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者が加わりま

す。

これは、従来の厚生労働省令で高い専門性と技術を有する者とした資格要件に、無資格者の要件が加わったというものであります。

市内の保護者や全国の指導員からは、放課後児童支援員の基礎資格を緩める、規制を緩和するということについて質の低下につながるのではないかと心配する声が挙がっております。

人手不足の最大の原因は、賃金の低さや労働条件の悪さであり、専門職にふさわしい処遇に引き上げることこそが人手不足解消、ひいては制度の充実につながるかと考えております。

今回の緩和により、子供の安全や子供の成長を見る専門的視点が弱まるという可能性も指摘されております。

よって私は、子供の安心・安全の質が担保されないおそれがあると考えまして反対いたします。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木（長）委員。

○鈴木長良委員 第71号議案 新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うものであり、本市が子供と子育て家庭への支援として質の向上と量の確保に迅速かつ着実に取り組んできた放課後児童クラブの一層の充実に資するものであることから賛成意見を申し上げます。

本市におきましては、少子化が進行しながらも放課後児童クラブに対する需要は増加の一途であるとお聞きします。特に、この数年は利用希望児童が毎年100人前後増加し、市内全小学生の4割が放課後児童クラブを利用

する状況となっているということでございます。

このような急速な増加でありながらも、小1の壁や待機児童を発生させることなく安心して子育てができ、子供の安全が確保されていることは、増設が必要となる放課後児童クラブの開設場所の提供に理解を示し、協力してきた教育委員会や小学校のおかげと、子供の健全育成にやりがいを持ち、質の向上のために研さんを積んできた支援員及び補助員の努力のたまものであるといっても過言ではないと考えます。

また、新設されます同条同項第10号につきましては、5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことを前提とするものであり、たとえ教員免許状や保育士資格を有しなくとも、補助員として従事し、その間に市が行う職員研修等を受講し、スキルを向上させることで支援員へのスキルアップの道が開け、モチベーションの向上と処遇改善につながり、人材確保と離職防止、さらには質の向上が図られるものとなっていると理解をいたします。

以上、本議案が本市の子供と子育て家庭への支援の充実、放課後児童クラブの質の向上、支援員及び補助員の確保と処遇改善、放課後児童クラブの待機児童対策として有効であることを確信いたしまして、賛成討論といたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第71号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって第71号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第72号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第72号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって第72号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第85号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 工事の概要の資料をいただいたんですけども、ちょっと地図が小さくてどこを通っているのかよくわからないんですけど、この301号沿いと、それから野田城大橋を経由しているんですけど、どの部分をどういう形で、道路の右側、左側、車線、歩道、道路位置、この辺少しお願いします。

○中西宏彰委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 済みません。地図が見にくくて申し分ございません。

清掃センターがある庭野の場所から、そのまま国道に入るんですが、それから一畝田側通って、野田城大橋へ架橋をして、で中市

場側の野田の地内、昨年自然流下区間でもう既に行っておるところに接続するということ
でいくものであります。

場所によって、歩道も通ったり、車道を通
ったりというところで、ちょっと図面が省略
してあってわかりにくいんですが、その辺は
新城設楽建設事務所と協議、調整済みであり
ます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、道路の左側と
いうか。

〔「河川」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員 これが河川だと、山が見え
たので。行って、左車線のほうへ行って、道
路を横断して、交差点を横断して、野田城大
橋のほうに向かって、大橋はやっぱり下流側
にかけて、それで前回やったところへ接続する。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 わかりました。

工事中、かなり通行量のあるところでの
で、それに気をつけていただきたいというこ
とと、交差点を、これは開削で横断するの
か、この辺で掘って交通の問題が出てくる
と思いますし、それから埋設から橋に架橋す
るときは、かなり接続の形態というのは違
ってきますので、地震等のときに万が一接
続、破損しないように、当然配慮されと
ると思いますけれども、その辺を十分注
意していただきたいな
と思いますけれども。

これ、常時流すわけじゃないですよ、絶
えず、放流時というか、ある程度たま
ったときに流すのか、24時間流し放
しじゃないはずだと思いましたが、そ
ういう方式でいけば余り問題ないか
と。万一破損しても、埋もれたりとか、
橋から川へ流れるとかそういうこと
はないような当然配慮されてると思
いますけれどもいかがですか。

○中西宏彰委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 受け入れは、月

曜日から金曜日までの5日間なんです
が、放流については土日を含めた7日
間という計算をしております。

1日の放流量が想定では960立米
でございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はあり
ませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認め
ます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はあり
ませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認め
ます。

討論を終了します。

これより第85号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決すること
に異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め
ます。

よって第85号議案は、原案のとおり
可決すべきものと決定しました。

以上で、本日の審査は終了いたします。

陳情がありますので、しばらく休憩
いたします。

休憩 午後1時53分

再開 午後1時56分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、
委員会を開きます。

ただいまから、陳情者、新城市作手
地区区長会代表区長、松井富穂氏ほ
か1名から提出されました「愛知
県立新城東高等学校作手校舎の存続
を求める要望」を議題とします。

本日、参考人として、松井富穂さん
の出席を得ております。また、参考
人の補助者として、杉浦喜美夫さん
の出席も許可しております。

この際、委員長から一言御挨拶を
申し上げます。

ます。

本日は、足元のお悪い中、またお忙しい中にもかかわらず、厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

委員会を代表して、心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるよう、お願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

はじめに、参考人から陳情に関しての御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、松井さん、よろしくお願いいたします。

○松井富穂氏 恐れ入ります。本日はどうもありがとうございます。作手地区で、唯一の高校ということで歴史ある高校で、地域挙げて存続を今取り図っているところです。

私が作手の区長代表ということもあるんですけども、作手地区全員の総意となります。また、作手校舎がこの新城市の市をはじめとして、東三河におけるこの役割といいますか、そういったことについても大きく役立っていると聞いておりますので、ぜひ今回の要望についてよろしくお願ひしたいと考えております。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

では、杉浦さんから一言。

○杉浦喜美夫氏 失礼します。

今、私、同窓会の会長として今回、松井代表区長さんの補佐ということで出席させていただきました。

要望させていただいた経緯について、若干資料をつくりましたのでお配りさせていただきましたので御説明をさせていただきます。

○中西宏彰委員長 1回挨拶していただいて、それから細かい説明をいただけますか。

○杉浦喜美夫氏 作手校舎のことに関しては、御出席していただいている皆さん方をはじめ、大勢の方から御支援をいただきまして現在の作手校舎として存続しているということで、まことにうれしく、ありがたく思っておりますのでよろしくお願ひさせていただいて、御説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの御挨拶が終わりました。

それでは、今から参考人による説明に入りますので、よろしくお願いいたします。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。

また、委員に対しては質疑をすることができませんので、御了承願ひします。

それでは、杉浦さん、お願ひいたします。

○杉浦喜美夫氏 失礼をいたします。

それでは、資料を配らさせていただきましたので、それに基づいて本日の要望書に関する御説明をさせていただきます。

まず、作手校舎の概要ということで、今までのことが書いてあります。明治31年に作手農林補修学校が開校されて現在に至っておりますけれども、特に大きな作手校舎になった変遷、経過で申しますと、作手高等学校として昭和53年に独立、開校いたしました。県の整備計画に基づいて愛知県教育委員会では分校をなくするということが話が進んでおりました。それで、作手独立校でありましたけれども、分校はなくせるし、小さな学校はなくせると。それで、1学年6学級の独立校が基準としてしていくんだということが、県教委の方針でなりました。作手高等学校も廃校の憂き目になりました。

そのときも、新城市議会をはじめ大勢の方々の御支援をいただいて、この学校ではない、今までにはない、平成21年、人と自然科という形で、いわゆる1学年の募集にかかっ

たということで、新城東高等学校作手校舎と、いわゆる分校の取り扱いみたいな形なんですが、実はないよといいながら、何とか作手校舎を残していただいたという経緯があります。

それで、その平成21年の作手校舎に人と自然科ができたときに、もう一方の募集停止基準というのがもう1枚の紙にあると思いますけども、募集停止要件として平成21年度以降について、第1学年における入学者が、平成21年度以降2年連続して20人未満となった場合、または作手中学校からの第1学年における入学者が平成21年度以降2年連続して10人未満となった場合には、翌年度募集を停止することとしますというのが当初、一番最初の規定だったわけです。

それで、何とか乗り切れていけるんじゃ、これでいけるかなと思ったところが、平成25年ですが、中学校からの生徒の10人というのが厳しい状況になってきたという経緯が出てきました。それで、実は平成25年6月5日に同じくその当時の区長会の小田さん、それから同窓会長の川村さん、それから紹介議員ということで菊地勝昭さん、長田さんとで請願書をこちらの新城市議会のほうへ提出をさせていただいたという経緯があります。

それに基づいて、県教委のほうへ一致団結して請願をしていただきまして、平成26年度以降の見直しが決定したということになるわけです。その平成26年度以降の見直しというのが、第1学年における新城市内の中学校からの入学者が平成26年度以降2年連続して20人未満となった場合には翌年度募集停止をすることとしますと変えていただいて、何とか乗り越えてきたというのが過去の経緯です。

ただし、これがなかなか難しい問題でして、2年目に確か20人上がれば募集停止にならないわけですが、父兄や子供たち、周りの人たちにとってみると、いつ作手校舎が存続しなくなるのかということが、絶えず不安な状況になるわけですね。それで、1年目に例えば

20人切って18人、今年度の場合18人ですが、ということは来年度、もしか20人切れば即募集停止で、学校はなくなっていくという状況になりますので、子供や父兄たちにとってはとても不安な学校なんだということが実質的になりました。

ただし、平成28年の2月、愛知県教育委員会から発表されまして、新城東高校と新城高校が統合しますよと、一つの学校になりますよという発表と同時に、現在の東高校の作手校舎はその後の高校の校舎として存続しますよということを発表していただきました。

ですので、平成29年度の1年生は実質的には満杯の40人応募がなくて、2次募集はしませんでした。ただ、39人しか入らなかったわけですが、その1名は県外から来る子が急遽来れなくなって、40人だったんだけども実質的に39人の生徒が入ったという経緯が、現在の2年生は39人入学しております。

が、先ほどの御説明のとおり、今の3年生は26人しかおりません。ということは、いつこう廃校になるかっていう憂き目の中で、1年ごとに絶えず心配しているという状況が父兄や子供たちの中にも絶えず残っておったということがあります。

それで、それじゃある程度よくなったんだからいいのかなと思うわけですが、そこに生徒の減少ということが出てまいりまして、自主的に本年度は26名しか入りませんでした。そのうちの市内からの入学生が18名です。

ですので、今現在の状況の中では、来年度20名を切りますと募集停止の憂き目にまず遭ってくるということが1点、ありますが、現在の作手校舎は、小さいながらも魅力ある学校ということを、特に打ち出しておりまして、いわゆる新城市内だけではなくて、この要望書のほうにも人数、東三河が何人とか書いてあると思うんですが、新城市内の学校からですと、大体77%、現在平成30年度ですと、77%強が市内、後の20%が新城市以外の東三

河ということになります。

ですので、東三河と新城を合わせますと97.8%の生徒が来ておるとい状況の中で、新城の子供たちだけではない状況に変わってきてるという学校の方向がありますので、これはやっぱり小さいながらも子供たちを見ていける学校体制にもあるのかなということは思いますし、いわゆる生徒も少ない、教職員も少ないですが、全校生徒の名前を職員が知っておって、全員で指導してくれるような体制になっているということが、少人数教育の中での特殊ないい方向ができてるのかもしれないということが1点。

それから、特に私が先ほど言い忘れましたけども、作手高校のときに、中学校との連携校推進事業というもので、現在も作手中学と作手校舎の連携教育というのをやっております。それは、田口高校はもう特化したもので、現在田口高校は生徒の人数関係なしに廃校の憂き目はありません。中高連携でやっていってると。かつては、同じような状況の中でも20名を切るとなくなりますよという、絶えず不安の状況の中に絶えずあるということがありますので、その辺をどうか御理解いただいて、特色ある、小さな学校ではありますけども、この地域、東三河にとってはかけがえのない学校としておる状況になってきてるということをお理解いただいて、何とかその20名という枠を、市内から20名というのを撤廃していただけるような働きをしていただけたら、大変ありがたいなと思って、今回の要望に至ったという経緯になります。

何か御質問あったら、お答えをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

今御説明いただきました経緯、説明に対して何かお聞きになりたいことがありますか。

滝川委員。

○滝川健司委員 説明のほう、ありがとうございます。今は少し入学者数ですとか、そ

の辺の数字のことを教えていただいたんですけども、平成21年度から募集停止の要件が定められておるわけですけども、それ以降の実質的な数字というのは、今わかっているでしょうか。実際に入学者が何人だったとか、作手中学から何人であったとか、その辺の経緯の、その状況を踏まえて平成26年にまた見直しして、また今度平成30年にそういう状況が発生したという流れをちょっと知りたかったんですけども、持ってなければ結構ですけども。

○中西宏彰委員長 杉浦さん。

○杉浦喜美夫氏 ちょっとお待ちください。

○滝川健司委員 ちなみにことしが、先ほど言われた入学定員が40人で26人で。

○杉浦喜美夫氏 はい。26名でそのうちの18名が市内からの入学者。

○滝川健司委員 18名が市内、新城市から。

○杉浦喜美夫氏 はい。

○滝川健司委員 それで、平成29年は条件を満たしておったと。

○杉浦喜美夫氏 満たしておりました。

○滝川健司委員 定員は。

○杉浦喜美夫氏 定員は39名入学しました。40名採用して、そのうちの1人が県外の子でしたが、その子が来れなくなって39名入学で、そのうちの26名だったと思います、市内からの。

○滝川健司委員 26人。

○杉浦喜美夫氏 はい。それで、その前ちょっと全体的な数字だけはすぐお答えできるようになったのですが、その年度ごとのあれはちょっと。学校の年度でいいますと、平成29年の新城市内の全体の中の市内の生徒の数が83%、そのうちの東三河が12%です。

それから、その前平成28年が市内が66%で、東三河が16%で、いわゆるその他の地域、尾張・名古屋のほうから18%来ました。その年度がおよそ3年あります。平成28年、平成27年、平成26年と。

それで、平成25年の市内が72%で、東三河が12.9%で、その他が12%ですが、なぜ平成25年から平成28年までその他の地域、東三河を除いた地域のパーセントが高かったという理由は、実は硬式野球部をつくりました。それで、そのために名古屋、尾張から生徒を連れてきて、それで寮があるものですから、寮に宿泊させて、「野球がやりたい」という子が来てくれたものですから、それで自主的に平成28年まで東三河以外の子がおったという経緯がありますので、おおむね生徒は大勢来てくれたということになります。

平成26年のときに、なぜ市内に変えたかというのは、つまり平成25年のときに、作手中学からの生徒の10人を2年来たら、2年10人切ったらつぶしますよということがあったものですから、もう完全にだめ、実は父兄にもお願いをして、何とか2年目に10人を超えないと学校なくなっちゃうからという動きをしたんですが、実質的には切ったという状況になりました。それで、それを何とか対応を考えなきゃいかんということで、新城市議会にもお願いをして、平成26年度に市内からの20人というのになりました。

それで、そのときの市内から20人という規約は、ほんと私は何とか、市内からとかいうことはやめてほしいと。ほかの学校じゃそんなこと1個もないんだからということを経済にもお願いして、一生懸命議会もお考えいただいていたところですが、どうしても市内から20人ということが撤廃することができなくて、そのままの状況で平成26年になってしまったという経緯がありましたので、なぜ市内からなったかということ、作手中学の生徒の10人が維持できなくなったということが1点、それから平成26年からの20人というのが、もう絶えず1年おきに20人切る、20人超すという形で、もういつ校舎がなくなってもおかしくないという状況の中で、何とか生き延びてこれたというのが現在のところでは。

それで、私が特に今回、ことし議会のほうにお願いができたのはなぜかといいますと、来年度新城東高校と新城高校が統合して有教館高校の生徒、1年生が上がってくるわけですが、そうすると学級数が現在とは変わって、1学級減るには減ると思うんですが、生徒の数を考えたときに、一番不安な材料が、結局新城有教館高校が大部分の生徒がもしか入ったときには、作手へ流れてくる子がおらなくなるという状況になります。

必ずしもこっちがオーバーになってくれれば、まず今までですと、新城高校と両方試験を受けれるものですから、新城高校を受けて、作手校舎も受けてという形で受ける子が多いんです。それで、新城高校がだめだった子が作手校舎へ来るという子が第2希望側に来る子が多いんですね。

そうすると、来年は算段が付きません。どういう流れになるのかってということがないので、何とか今までほかの学校にはない市内から何人というような言葉を何とか撤廃して、父兄や子供たちの不安をなくして、その学校へ来て学べる体制をとっていただけるとありがたいというのが、地元や学校、また私たち取り巻きみんなで思っている願いでして、作手校舎は今までの過去を考えてみますと、いつ廃校になってもおかしくない状況の中で生き延びてきてる状況ですし、現在はこの地域にはなくてはならない学校になってきているということも、東三河を取り込んだ形で思ってますので、何とかその意見を県のほうへ要望していただければと思います。

それで、実は平成29年度以降、東三河の生徒以外の名古屋、尾張が野球部の子が来なくなった理由は、現在寮があってふだん月曜日から金曜日までは生徒がその寮に泊まれるんです。ですが、例えば野球部の子が土曜日、日曜日も練習したかったら一旦家に帰らないといけないという、名古屋・尾張、お母さんが連れにきて、また土曜日の朝送ってきて、

晩に連れてきて、日曜日に送ってきてという作業をせなあかんというわけで。

実は、作手の高等学校の後ろに、昔、診療所の跡地、集会所があったと思うんですが、それが確か今年の3月でもう使えなくなりました。それまでは何とかそこをお願いして、野球部の子供たちが金曜日の晩から月曜日の朝まで、そこで宿泊をして部活動をやっていたという経緯があるわけですが、それが市のほうでもう利用できないということで取り壊しに、いつかしらん入ってると思うんですが、利用できなくなってると思うんですが、それです。野球部の子が泊まる場所が、人数は20人ぐらいおったときは、泊まる場所がないということもありますので、つまり平成29年度からは東三河の中で野球部のできる子を作手へ来てくれよというように方向返還したという経緯があります。

宿泊の問題、後の生徒の活動の問題いろいろ考えたときに、東三河の子供たちで野球部が編成できないか。できれば、市内の子供たちと一緒に頑張っていける子がおらないかということですが、今までなかなか新城市内の野球をやる子が、今度1名入りました。それから、卒業生で1名、作手中学の子がおりましたけども、なかなか市内の子の野球をやる子が作手校舎に来ない。そうすると、やっぱり東三河全体で押さえてみると、ことしは野球部が6人、1年生で野球部に入りましたけども。

そういう流れもあって、ちょっと平成29年度からは東三河以外の子は少数、平成29年度は4人だけ、ことしは1人だけです、東三河以外の子がおるのが。そういう経緯になってますので、流れの中でなぜ平成26年度、平成21年度にそういう経緯になったかということ、平成21年度は新しく学校ができたので、県でぱっと決められちゃったのでさっぱりわからなかった。平成26年度は、存続できない状況になりつつある状況にあるということで、ま

してやまた今度お願いするのは、ほんとに厳しい状況の中で何とか存続していける方向で残していただきたいというのがお願いなんです。よろしく願いをいたします。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 経緯、説明のほう、ありがとうございました。

そもそもどここの地区から何人という条件をつけることが果たしてこういう県立高校でいいのかなってというのは思ってたんですけども。

平成21年と平成26年とそれぞれ募集停止要件を定められて、それを満たして、すれすれのところで来られたということなんですけども、平成29年は40名定員で1名辞退して39名、平成30年は40名で26名というかなりの定員割れをしてますよね。本校のほうも、ことしは定員がかなり割れておりました。それで、来年から有教館高校になるとどういう募集状況になるかわからんし、本校のほうの定員も満たせるのか、満たせないのか。不透明なところがあるわけなんですけども。

要件を廃止することは簡単だと思うんですけども、最終的に定員割れが何人続いたらもう募集停止だなんていうことになると、もう定員割れという要件はなくすということではできませんので、最低でも定員を維持するような、本校との関係もあるでしょうけども、その辺の問題が最終的には来てしまうのかななんて思って、募集定員要件20人というのをなくすことは、一時しのぎにはなるかもしれませんが、子供たちが少子化で減っていく中では、やっぱりどうしてもそういう状況が来ざるを得ないのかなと。

それでもどうしたら存続できるかというのを、もう考えていかないといけないのかなと思いますけど、その時間を稼ぐという意味でも、募集停止要綱をなくしてもらおうというのは一つの手段かなとは思っております。

そんな感想ですけど、質問ではありません。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木（長）委員。

○鈴木長良委員 意見書のほうからでもいいですか。

いただいた意見書を読まさせていただきます、作手校舎の教育意欲の高さということがお話の中で書いてあると思うんですけども、中学校時代に諸々の事情で学業不信だとか、不登校ぎみだった生徒たちが作手校舎で学ぶ中で自分の可能性を知って更生をしたというような内容の話かと思えますけども、こういう例というのは結構あるんでしょうか。

○中西宏彰委員長 松井さん。

○松井富穂氏 済みません。これだけは私、言いたい。実は、去年の卒業式でしたっけ、野球部の。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○松井富穂氏 去年の卒業生、4年生の卒業生がいました。そのときの、1年の時に留年にして、1年下の生徒たちが入ってきて、その子はやめようかどうしようか迷ったそうです。だけど、そのときに守ってくれたのがそのときのクラスメートたち。

そういったようなことで、もう答辞、そのときに私、来賓で出席させていただいたんですが、泣いて、涙流して、最後彼が言ったのが、「遠くからだったけど、作手高校へ来た4年間は無駄ではなかった。これからの自分の人生にとって大きな4年になる」、そういうような趣旨の言葉を言って答辞の段を去られました。

それから、ほかの保護者の方たち、こちらの下の方の保護者の方たちの言葉を聞いても、「子供が作手へ行って明るくなって帰ってくる」「また学校行きたいよ」って帰ってくる。以前はなかったんですけども、そんなような話も聞くようになりました。

そういったところで、大切な3年間、人間形成をする3年間の中で、作手校舎というの

はそういうふうな形の役割もしてるんだなということ、地元の1人として今感じております。

そういった意味でも、ほんと無駄ではないと、いろんな定員だとかそういったこともありますけども、必ず本人にとってはマイナスではない3年間を送っていただける高校だと、私は思っておりますので、ぜひぜひその辺のところを御理解いただきたいと思います。

済みません、ありがとうございます。

○中西宏彰委員長 杉浦さん。

○杉浦喜美夫氏 今、代表区長さんからお話もいただきましたが、それ以外では、割合今の現在の中学校では、登校拒否の子供たちもふえてきている状況があります。それで、ただ意欲があって、学力に劣るとかそういうことじゃないんですね、やっぱり。学校に行くことが嫌いで、中学校のときに登校拒否になって、出校日数が減ってくるという子供たちも、卒業してそれじゃ行くのはどこがあるかっていうと、今豊橋の中間定時制があると思うんですが、ほとんどそこにしか行くことができない状況にあります。

ですが、やっぱり試験を受けていただいて、作手へ来たいという子供が、ある子供も何人かおりますけども、作手へ来たことによって大学へ進学するぞとやってやる気になって、大学進学するようになったって言って、お母さんがえらい喜んで、その子供の中学校の母校へ行って校長先生にお話をされたというお話も聞いてますので。

少数の中でやっぱり、大勢の中の学校とは違う、みんな、少数の生徒を、少数の職員なりにはみんなして見ている、1人の子を。担任だけだということではなくて、みんな1人の子を見れるという利点が作手校舎の中にはあるなということは思いますし、喜んでいただける御父兄もおったり、子供が成長していく姿を見ますと、今代表区長のほうからも言いましたとおり、周りでもよかったなと

ということを感じてますので、そういうことが先ほどの言葉の中にあらわれているのかなと思います。よろしく願いをいたします。

○中西宏彰委員長 鈴木（長）委員。

○鈴木長良委員 大変すばらしいお話を聞かせていただきまして、ほんとにありがとうございます。

私も、実は東栄町の出身で、地元の本郷高校を卒業したんですけども、今のお話をいただいたように、たまたま自分と一緒に学校生活やってきた方に、やっぱり留年をされて一つ年上の先輩がおりましたけども、今の御話を伺ったとおり、やっぱりクラスメートのみんなが受け入れて、その方と一緒に高校生活を過ごしたという経験が、今思い出しまして、こういった、ほんとに人と人とのつながりがある中で、ただ人間の可能性をほんとに引き出してもらえるようなそういう環境で勉強ができるというのは、ほんとにすばらしいと感じておりますので、大変いいお話を伺いましてほんとにありがとうございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 添付していただいた意見書の案のどこから確認させていただきたいんですけども、一番下から2行目のところに、20名以上の入学者の撤廃もしくは見直しを強く要望してありますよね。撤廃はわかるんですけど、条件なくして。見直しというと、それじゃ20人を15人にしてくれとかそういうことでもいいのか。そうすると、また15人でまた見直ししてくれということになるもので、これは撤廃だけにされたほうが、私はいいのかななんて思ったんですけども。

もしくは見直しっていうのはちょっといかなものかって感じたんですけど、その辺どういうふうに思われますか。

○中西宏彰委員長 杉浦さん。

○杉浦喜美夫氏 はい。おっしゃるとおりで

あります。よろしく願いをいたします。

ちょっと控えながら作成したものですから、できれば撤廃という形をしていただいてと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 きょう、ほんとにお忙しい中、ありがとうございます。

作手高校の現状もよくわかりまして、非常に私自身もほんとに作手のすごい気候のよさと、また生徒さんや、小さな学校と言われても、やっぱり今こそ大事に育てられる場所というのは作手高校みたいな高校を存続させてやっていくことが日本のためにも大事なことで、私自身も思っていましたし、きょうも松井さんと杉浦さんのお話を聞いて、実感を改めていたしました。

ちょっと概要のところで、簡単に教えて、わかればと思ったんですけど、明治31年に作手農林補修学校ということで始まったということなんですけど、私、林業の学校っていうふうに思ったんですけど、農業も林業もという形でスタートしたというイメージでよろしかったんですか。ちょっと認識がわからなかったんで、教えていただければと思います。

○中西宏彰委員長 杉浦さん。

○杉浦喜美夫氏 林業だけではありません。農業も含めてです。そういうふうに捉えていただいて結構です。

○浅尾洋平委員 わかりました。ありがとうございます。

○杉浦喜美夫氏 それと、ついでに今の質問の中で、ですので、現在の作手校舎の中には、いわゆる人と自然科の中で1年生のときには、1学級が人と自然科なんですけど、2年生になると、コースを選択して、ここに書いてあるとおりのまなびの森コースと大地のめぐみコースということで、その人数は何人でもいいよというふうになってます。例えば、40名おつてそのうちの、2年生になったら1人がつま

り大地のめぐみコースで、後の39人がまなびの森コースだという、それでもいいと。人数は際限なくて、進みたい方向でコースが分かれると。

大まかに言えば、農業などいろいろ商業、家庭科目などを学習していくコースと、もうちょっと上級の学校へ行こうとかかそういうコースというふうに分かれて、2年生になってコースが分かれていけるということですので、その子に合った教育のコースを選択していけるという学校になっております。

なので、今までの普通科だとか農業科、商業科何とかというふうになっているんじゃないかと、1年生はみんな一緒。ですが、2年生のところでは自分の進路方向を決めていけるというコースの学校ということですので、この教科というんですか、人と自然科なんていうのはこの作手校舎しかありませんので、よそのところにはありません。ほんとに、愛知県の教育委員会、よくお考えをいただいた形だなと思っています。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 では、質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は、まことにありがとうございました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時36分

○中西宏彰委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

本陳情は、採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって本陳情は、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託及び送付されました案件の審査は、全て終了しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、先ほどの陳情が採択されたことに伴い、意見書を議会として提出することになるかと思いますが、意見書の文案については、陳情趣旨を考慮しながら、正副委員長で作成し、議会運営委員会の協議に上げていきたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後2時38分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長